

令和7年第4回安平町議会臨時会議案

令和7年4月30日

安 平 町

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町専決処分第1号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月26日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 7 号

安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
安平町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年安平町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「法第 2 条第 8 項」を「法第 2 条第 9 項」に改め、同項第 4 号中「法第 2 条第12項」を「法第 2 条第13項」に改め、同項第 5 号中「法第 2 条第14項」を「法第 2 条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について

安平町専決処分第2号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

安平町税条例等の一部を改正する条例の制定について（別紙）

安平町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 8 号

安平町税条例等の一部を改正する条例

安平町税条例（平成18年条例第69号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円。

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「(第82条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第147条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

- 14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第10条の4及び第10条の5を削る。

附則第10条の6第1項中「附則第16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「附則第16条の4第6項」を「附則第16条の2第6項」に改め、同項第1号中「附則第12条の6第1項第3号」を「附則第12条の4第1項第3号」に改め、同条第2項中「附則第

16条の4第1項」を「附則第16条の2第1項」に、「令和5年度分及び令和6年度分」を「令和7年度分及び令和8年度分」に改め、同条第3項中「附則第16条の4第4項」を「附則第16条の2第4項」に改め、同項第3号及び第5号中「附則第16条の4第3項」を「附則第16条の2第3項」に改め、同条第4項中「附則第16条の4第9項」を「附則第16条の2第9項」に改め、同条を附則第10条の4とする。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばこみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第八条の四の二に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げ

る区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の安平町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規

定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の安平町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、安平町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94

条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 安平町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

安平町税条例の改正内容

関係条項	改正内容	施行期日
第18条	(公示送達) 公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正 省令改正に伴う改正	地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行
第18条の3	(納税証明事項) 第18条の改正に伴う規定の整備 規定の整備	地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日施行
第34条の2	(所得控除) 控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加 法律改正にあわせて改正	令和8年1月1日
第36条の2	(町民税の申告) 1項 特定親族特別控除の創設に伴う、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備 法律改正にあわせて改正	令和8年1月1日
第36条の2	(町民税の申告) 10項 項ズレの反映 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正	令和7年4月1日
第36条の3の2	(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 1項 記載事項について、特定親族を追加 法律改正にあわせて改正	令和8年1月1日
第36条の3の3	(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 1項 特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等の整備 法律改正にあわせて改正	令和8年1月1日
第63条の2	(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 項ズレの反映 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正	令和7年4月1日
第82条	(種別割の税率) 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率の区分の改正 法律改正にあわせて改正	令和7年4月1日

第89条	(種別割の減免)	令和7年4月1日
2項	軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備、項ズレの反映 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正、法律改正にあわせて改正	
第90条	(身体障害者等に対する種別割の減免)	令和7年4月1日
2項、3項	マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備 道路交通法の改正に伴う改正	
第139条の3	(特別土地保有税の減免)	令和7年4月1日
	項ズレの反映	
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正	
第149条	(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)	令和7年4月1日
	項ズレの反映	
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正	
附則		
附則第10条の2	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	令和7年4月1日
	項ズレの反映	
	法律改正にあわせて改正	
附則第10条の3	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	令和7年4月1日
	特定マンションに係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設 法律改正にあわせて新設、条例の項ズレによる改正	
附則第10条の4	平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等	令和7年4月1日
	規定の削除	
	法律改正にあわせて改正	
附則第10条の5	平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等	令和7年4月1日
	規定の削除	
	法律改正にあわせて改正	
附則第10条の6	令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等	令和7年4月1日
	項ズレの反映	
	法律改正にあわせて改正	
附則第16条の2の2	(加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例)	令和8年4月1日
	加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例 法律改正にあわせて新設	

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

安平町専決処分第3号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（別紙）

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 9 号

安平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安平町国民健康保険税条例（平成18年安平町条例第107号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第 1 項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第 2 号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第 3 号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の安平町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

安平町国民健康保険税条例の改正内容

関係条項	改正内容	施行年月日
第2条	(課税額)	令和7年4月1日
第2項	基礎課税額の賦課限度額を「65万円」から「66万円」へ引き上げる。 ・令改正に合わせて改正	
第3項	後期高齢者支援金課税額の賦課限度額を「24万円」から「26万円」へ引き上げる。 ・令改正に合わせて改正	
第23条	(国民健康保険税の減額)	
第1項	減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し 「29万5,000円」を「30万5,000円」に 「54万5,000円」を「56万円」に ・令改正に合わせて改正	

承認第4号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

安平町専決処分第4号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和6年度安平町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（別紙）

令和6年度 安平町水道事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	
			減債積立金	未処分利益剰余金
前年度末残高	500,414,690		17,879,192	241,094,444
議会の議決による処分額			64,168,101	△ 64,168,101
減債積立金への積立			64,168,101	△ 64,168,101
条例による処分額				
処分後残高	500,414,690		82,047,293	176,926,343

承認第 5 号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第14号）について

安平町専決処分第5号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和6年度安平町一般会計補正予算（第14号）について（別紙）

専決第5号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第14号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160,991千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,834,045千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 町税		2, 295, 357	56, 747	2, 352, 104
	1. 町民税	1, 190, 414	14, 611	1, 205, 025
	2. 固定資産税	1, 017, 819	42, 901	1, 060, 720
	3. 軽自動車税	24, 129	768	24, 897
	4. 町たばこ税	62, 932	△1, 533	61, 399
2. 地方譲与税		113, 486	△644	112, 842
	1. 地方揮発油譲与税	25, 236	△966	24, 270
	2. 自動車重量譲与税	73, 678	595	74, 273
	3. 森林環境譲与税	14, 572	△273	14, 299
3. 利子割交付金		627	149	776
	1. 利子割交付金	627	149	776
4. 配当割交付金		4, 494	2, 943	7, 437
	1. 配当割交付金	4, 494	2, 943	7, 437
5. 株式譲渡所得割交付金		4, 805	6, 714	11, 519
	1. 株式譲渡所得割交付金	4, 805	6, 714	11, 519
6. 法人事業税交付金		31, 043	△11, 511	19, 532
	1. 法人事業税交付金	31, 043	△11, 511	19, 532
8. ゴルフ場利用税交付金		38, 071	7, 006	45, 077
	1. ゴルフ場利用税交付金	38, 071	7, 006	45, 077
9. 環境性能割交付金		7, 553	3, 599	11, 152
	1. 環境性能割交付金	7, 553	3, 599	11, 152
11. 地方特例交付金		34, 896	75	34, 971
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	75	75
12. 地方交付税		2, 848, 759	5, 024	2, 853, 783
	1. 地方交付税	2, 848, 759	5, 024	2, 853, 783
13. 交通安全対策特別交付金		1, 037	△157	880
	1. 交通安全対策特別交付金	1, 037	△157	880

15. 使用料及び手数料		203, 173	△467	202, 706
	1. 使用料	199, 338	△467	198, 871
16. 国庫支出金		1, 240, 878	△32, 215	1, 208, 663
	1. 国庫負担金	398, 336	△20, 101	378, 235
	2. 国庫補助金	824, 915	△12, 114	812, 801
17. 道支出金		605, 786	△3, 353	602, 433
	1. 道負担金	234, 345	△3, 952	230, 393
	2. 道補助金	357, 308	648	357, 956
	3. 委託金	14, 133	△49	14, 084
19. 寄付金		661, 807	△19, 283	642, 524
	1. 寄付金	661, 807	△19, 283	642, 524
20. 繰入金		598, 204	△164, 660	433, 544
	1. 基金繰入金	596, 557	△164, 660	431, 897
22. 諸収入		167, 207	5, 142	172, 349
	1. 延滞金、加算金及び過料	4	1, 770	1, 774
	4. 雑入	106, 072	3, 372	109, 444
23. 町債		792, 459	△16, 100	776, 359
	1. 町債	792, 459	△16, 100	776, 359
歳 入 合 計		9, 995, 036	△160, 991	9, 834, 045

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,343,795	△34,181	1,309,614
	1. 総務管理費	1,313,338	△34,181	1,279,157
3. 民生費		1,622,107	△6,060	1,616,047
	1. 社会福祉費	1,084,594	△4,471	1,080,123
	2. 児童福祉費	537,513	△1,589	535,924
4. 衛生費		587,295	△9,117	578,178
	1. 保健衛生費	242,539	△9,117	233,422
6. 農林水産業費		423,468	△5,000	418,468
	1. 農業費	399,822	△5,000	394,822
7. 商工費		248,557	△5,000	243,557
	1. 商工費	248,557	△5,000	243,557
8. 土木費		1,025,973	△19,814	1,006,159
	2. 道路橋りょう費	336,136	△18,203	317,933
	5. 住宅費	135,625	△1,611	134,014
10. 教育費		2,249,963	△69,672	2,180,291
	1. 教育総務費	408,766	△4,654	404,112
	5. 社会教育費	1,378,062	△58,463	1,319,599
	6. 保健体育費	436,567	△6,555	430,012
12. 給与費		1,099,404	△12,147	1,087,257
	1. 給与費	1,099,404	△12,147	1,087,257
歳 出 合 計		9,995,036	△160,991	9,834,045

第2表 繰越明許費補正

追 加		(単位：千円)	
款	項	事業名	金額
3. 民生費	1. 社会福祉費	非課税世帯臨時特別給付金支給事業	3,070
3. 民生費	1. 社会福祉費	非課税の子育て世帯臨時特別給付金支給事業	299

第3表 地方債補正

変 更		(単位：千円)						
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
合併処理浄化槽設置事業	1,800	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 の借入につい ては、この限 りでない。)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、金融機 関による場合 は債権者との 協定による。 ただし、財 政の都合によ り償還期限を 短縮し、もし くは繰上げ償 還又は低利債 に借替えるこ とができる。	300	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
遠浅酪農2号線改良舗装事業	31,900				19,800			
橋梁長寿命化修繕事業	13,100				11,200			
スポーツセンター整備事業	55,000				54,400			
合 計	101,800				85,700			

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	2, 295, 357	56, 747	2, 352, 104
2. 地方譲与税	113, 486	△644	112, 842
3. 利子割交付金	627	149	776
4. 配当割交付金	4, 494	2, 943	7, 437
5. 株式譲渡所得割交付金	4, 805	6, 714	11, 519
6. 法人事業税交付金	31, 043	△11, 511	19, 532
7. 地方消費税交付金	201, 958		201, 958
8. ゴルフ場利用税交付金	38, 071	7, 006	45, 077
9. 環境性能割交付金	7, 553	3, 599	11, 152
10. 国有提供施設所在市町村交付金	32, 958		32, 958
11. 地方特例交付金	34, 896	75	34, 971
12. 地方交付税	2, 848, 759	5, 024	2, 853, 783
13. 交通安全対策特別交付金	1, 037	△157	880
14. 分担金及び負担金	7, 502		7, 502
15. 使用料及び手数料	203, 173	△467	202, 706
16. 国庫支出金	1, 240, 878	△32, 215	1, 208, 663
17. 道支出金	605, 786	△3, 353	602, 433
18. 財産収入	57, 034		57, 034
19. 寄付金	661, 807	△19, 283	642, 524
20. 繰入金	598, 204	△164, 660	433, 544
21. 繰越金	45, 942		45, 942
22. 諸収入	167, 207	5, 142	172, 349
23. 町債	792, 459	△16, 100	776, 359
歳入合計	9, 995, 036	△160, 991	9, 834, 045

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	57,031		57,031				
2. 総務費	1,343,795	△34,181	1,309,614	△427		△21,517	△12,237
3. 民生費	1,622,107	△6,060	1,616,047	△24,717		1,219	17,438
4. 衛生費	587,295	△9,117	578,178	△6,949	△1,500		△668
5. 労働費	11,821		11,821				
6. 農林水産業費	423,468	△5,000	418,468	98		△4,970	△128
7. 商工費	248,557	△5,000	243,557	1,690		△9,973	3,283
8. 土木費	1,025,973	△19,814	1,006,159		△14,000	△985	△4,829
9. 消防費	363,072	0	363,072	100			△100
10. 教育費	2,249,963	△69,672	2,180,291	△5,363	△600	2,107	△65,816
11. 公債費	949,050		949,050				
12. 給与費	1,099,404	△12,147	1,087,257				△12,147
13. 予備費	5,000		5,000				
14. 災害復旧費	8,500		8,500				
歳 出 合 計	9,995,036	△160,991	9,834,045	△35,568	△16,100	△34,119	△75,204

承認第 6 号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 30 日 提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について

安平町専決処分第6号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について（別紙）

専決第6号

令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,328千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ825,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 道支出金		603, 215	△55, 097	548, 118
	1. 道負担金	603, 214	△55, 097	548, 117
4. 繰入金		66, 912	3, 769	70, 681
	1. 一般会計繰入金	66, 912	3, 769	70, 681
歳 入 合 計		877, 249	△51, 328	825, 921

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		588, 189	△55, 097	533, 092
	1. 療養諸費	510, 426	△44, 881	465, 545
	2. 高額療養費	75, 402	△10, 216	65, 186
7. 諸支出金		2, 016	1	2, 017
	1. 償還金及び還付加算金	748	1	749
9. 基金積立金		18, 417	3, 768	22, 185
	1. 基金積立金	18, 417	3, 768	22, 185
歳 出 合 計		877, 249	△51, 328	825, 921

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	197, 097		197, 097
2. 国庫支出金	20		20
3. 道支出金	603, 215	△55, 097	548, 118
4. 繰入金	66, 912	3, 769	70, 681
5. 繰越金	9, 998		9, 998
6. 諸収入	7		7
歳入合計	877, 249	△51, 328	825, 921

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	5, 395		5, 395				
2. 保険給付費	588, 189	△55, 097	533, 092	△55, 097			
3. 国民健康保険事業費納付金	251, 216		251, 216				
4. 共同事業拠出金	1		1				
5. 財政安定化基金拠出金	1		1				
6. 保健事業費	11, 014		11, 014				
7. 諸支出金	2, 016	1	2, 017				1
8. 予備費	1, 000		1, 000				
9. 基金積立金	18, 417	3, 768	22, 185				3, 768
歳 出 合 計	877, 249	△51, 328	825, 921	△55, 097			3, 769

承認第 7 号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 30 日 提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和 6 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について

安平町専決処分第7号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）について（別紙）

専決第7号

令和6年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）

令和6年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,151千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,407千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		126,346	△6,151	120,195
	1. 後期高齢者医療保険料	126,346	△6,151	120,195
歳 入 合 計		168,558	△6,151	162,407

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		167, 203	△6, 151	161, 052
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	167, 203	△6, 151	161, 052
歳 出 合 計		168, 558	△6, 151	162, 407

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	126,346	△6,151	120,195
2. 繰入金	40,675		40,675
3. 諸収入	272		272
4. 繰越金	1,265		1,265
歳入合計	168,558	△6,151	162,407

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	780		780				
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	167,203	△6,151	161,052			△6,151	
3. 保健事業費	365		365				
4. 諸支出金	110		110				
5. 予備費	100		100				
歳 出 合 計	168,558	△6,151	162,407			△6,151	

承認第 8 号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 7 年 4 月 30 日 提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 7 号）について

安平町専決処分第8号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

安平町長 及 川 秀一郎



専決処分事項

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）について（別紙）

専決第8号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第7号）

令和6年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,728千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,083,935千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月31日専決

安平町長 及 川 秀一郎

(保 險 事 業 勘 定)

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		241, 735	196	241, 931
	2. 国庫補助金	93, 207	196	93, 403
5. 支払基金交付金		220, 046	2, 532	222, 578
	1. 支払基金交付金	220, 046	2, 532	222, 578
歳 入 合 計		1, 081, 207	2, 728	1, 083, 935

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 予備費		179,623	2,728	182,351
	1. 予備費	179,623	2,728	182,351
歳 出 合 計		1,081,207	2,728	1,083,935

1. 総 括
(歳 入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	165, 012		165, 012
2. 分担金及び負担金	4, 589		4, 589
3. 使用料及び手数料	1		1
4. 国庫支出金	241, 735	196	241, 931
5. 支払基金交付金	220, 046	2, 532	222, 578
6. 道支出金	124, 397		124, 397
7. 繰入金	146, 858		146, 858
8. 繰越金	178, 502		178, 502
9. 諸収入	67		67
歳 入 合 計	1, 081, 207	2, 728	1, 083, 935

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	28, 427		28, 427				
2. 保険給付費	789, 070		789, 070				
3. 地域支援事業費	52, 783		52, 783				
4. 諸支出金	31, 304		31, 304				
5. 予備費	179, 623	2, 728	182, 351				2, 728
歳 出 合 計	1, 081, 207	2, 728	1, 083, 935				2, 728

議案第 1 号

安平町教育委員会委員の任命の同意について

次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 4 月 30 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 安平町教育委員会委員の任期が満了する者
守 屋 竜 起 令和 7 年 5 月 1 日満了
- 2 安平町教育委員会委員に任命しようとする者
守 屋 竜 起 令和 7 年 5 月 2 日

(提案理由)

任期満了に伴う安平町教育委員会委員として、上記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

守 屋 竜 起 氏 略 歴

住 所



生年月日



職 業



略 歴



現 在

自	平成22年 4 月 21 日	安平町体育指導委員
至	平成24年 4 月 20 日	
自	平成24年 4 月 21 日	安平町スポーツ推進委員
至	現 在	
自	令和 3 年 5 月 2 日	安平町教育委員会委員
至	現 在	

<参考資料>

現委員の構成

	氏 名	住 所	性別	年齢	任 期
教育長	井 内 聖		■	■	自 令和6年5月2日 至 令和9年5月1日
委 員	山 根 弘 文		■	■	自 令和6年5月2日 至 令和10年5月1日
委 員	守 屋 竜 起		■	■	自 令和3年5月2日 至 令和7年5月1日
委 員	佐々木 望		■	■	自 令和4年5月2日 至 令和8年5月1日
委 員	廣 川 由香里		■	■	自 令和4年5月2日 至 令和8年5月1日

*年齢は令和7年4月30日現在としています。

議案第 2 号

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度安平町一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 4 月 30 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

防災体制整備事業費の計上等により、令和 7 年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第2号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,447千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,537,303千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		730, 624	2, 580	733, 204
	2. 国庫補助金	327, 355	2, 580	329, 935
20. 繰入金		892, 862	4, 867	897, 729
	1. 基金繰入金	891, 417	4, 867	896, 284
歳 入 合 計		8, 529, 856	7, 447	8, 537, 303

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		1, 525, 250	46	1, 525, 296
	1. 社会福祉費	985, 509	46	985, 555
4. 衛生費		552, 340	1, 243	553, 583
	1. 保健衛生費	208, 591	1, 243	209, 834
9. 消防費		361, 722	4, 873	366, 595
	1. 消防費	361, 722	4, 873	366, 595
10. 教育費		849, 492	1, 285	850, 777
	1. 教育総務費	386, 872	1, 285	388, 157
歳 出 合 計		8, 529, 856	7, 447	8, 537, 303

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	2,144,620		2,144,620
2. 地方譲与税	114,037		114,037
3. 利子割交付金	554		554
4. 配当割交付金	5,005		5,005
5. 株式譲渡所得割交付金	5,344		5,344
6. 法人事業税交付金	17,832		17,832
7. 地方消費税交付金	205,524		205,524
8. ゴルフ場利用税交付金	41,367		41,367
9. 環境性能割交付金	8,696		8,696
10. 国有提供施設所在市町村交付金	31,578		31,578
11. 地方特例交付金	4,772		4,772
12. 地方交付税	2,584,114		2,584,114
13. 交通安全対策特別交付金	978		978
14. 分担金及び負担金	4,871		4,871
15. 使用料及び手数料	203,571		203,571
16. 国庫支出金	730,624	2,580	733,204
17. 道支出金	501,088		501,088
18. 財産収入	31,081		31,081
19. 寄付金	503,488		503,488
20. 繰入金	892,862	4,867	897,729
21. 繰越金	1		1
22. 諸収入	118,449		118,449
23. 町債	379,400		379,400
歳入合計	8,529,856	7,447	8,537,303

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	53,428		53,428				
2. 総務費	1,123,445		1,123,445				
3. 民生費	1,525,250	46	1,525,296				46
4. 衛生費	552,340	1,243	553,583				1,243
5. 労働費	11,830		11,830				
6. 農林水産業費	390,067		390,067				
7. 商工費	488,907		488,907				
8. 土木費	1,142,362		1,142,362				
9. 消防費	361,722	4,873	366,595	2,580			2,293
10. 教育費	849,492	1,285	850,777				1,285
11. 公債費	872,921		872,921				
12. 給与費	1,153,092		1,153,092				
13. 予備費	5,000		5,000				
歳 出 合 計	8,529,856	7,447	8,537,303	2,580			4,867

議案第 3 号

令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 4 月 30 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う職員手当等の増額により、令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

議案第3号

令和7年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ925,622千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年4月30日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(保 險 事 業 勘 定)

(歳 入)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		157,469	46	157,515
	1. 一般会計繰入金	150,968	46	151,014
歳 入 合 計		925,576	46	925,622

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		35, 129	46	35, 175
	1. 総務管理費	23, 297	46	23, 343
歳 出 合 計		925, 576	46	925, 622

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	151,782		151,782
2. 分担金及び負担金	6,945		6,945
3. 使用料及び手数料	1		1
4. 国庫支出金	240,284		240,284
5. 支払基金交付金	233,103		233,103
6. 道支出金	130,536		130,536
7. 繰入金	157,469	46	157,515
8. 繰越金	5,389		5,389
9. 諸収入	67		67
歳入合計	925,576	46	925,622

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	35, 129	46	35, 175			46	
2. 保険給付費	830, 312		830, 312				
3. 地域支援事業費	59, 445		59, 445				
4. 諸支出金	590		590				
5. 予備費	100		100				
歳 出 合 計	925, 576	46	925, 622			46	